

『学校改善研究紀要』編集規程

1. 本紀要は、日本学校改善学会の機関誌として年1回発行する。
2. 本紀要は、本学会会員の研究論文を掲載し、併せて文献・資料の紹介その他研究活動に関係する記事を登載する。
3. 本学会に論文を掲載しようとする会員は、所定の論文掲載要領にしたがい、紀要編集委員会に送付するものとする。
4. 論文の掲載は、査読者の判定に基づき、紀要編集委員会の合議によって決定する。
5. 紀要編集委員は、編集の過程において、執筆者と原稿について協議することがある。また、発行の費用に関して必要な場合、執筆者に負担させることがある。
6. 本紀要に掲載した論文は、原則として返還しない。

『学校改善研究紀要』論文掲載要領

1. 本紀要に掲載する論文は、投稿論文と依頼論文からなる。
 - (1) 投稿論文は、学術研究論文、実践研究論文、実践報告からなり、本学会員が自由に投稿する論文を意味する。学術研究論文と実践研究論文は査読の対象となる。実践報告は査読の対象とはしない。
 - (2) 依頼論文は、原則として編集委員会が依頼する論文を意味する。特集論文、研究論文紹介、書評がこれに相当する。
 - (3) 実践研究論文は、特色ある実践事例を紹介・分析した論文を意味し、当該事例に関与した者（著者のうちいずれかで可）でなければ執筆できないものとする。
 - (4) 学術研究論文と実践研究論文については、英文投稿を可とする。ただし、当分の間、査読対象とはしない。
2. 字数については以下の通りとする。

(1) 特集論文	16,000字程度（査読無）
(2) 学術研究論文	16,000字程度（査読有）
(3) 実践研究論文	16,000字程度（査読有）
(4) 実践報告	16,000字程度（査読無）
(5) 英文論文	10,000words（査読無）
(6) 研究論文紹介	16,000字程度（査読無）
(7) 書評	1,600字程度（査読無）
3. 図表は本文の字数に換算するものとする。
4. 論文を投稿する場合には、次の要領に従うこと。
 - (1) 原稿は、ワープロによる執筆を原則とする。
 - (2) 図表は本文中に挿入すること。なお、表のデータは原則として画像ファイルにしないこと。

『学校改善研究紀要』論文執筆要領

1. 文字数

- (1) 論文掲載要領による。
- (2) 図表がある場合は相当の文字数を本文に換算する。
- (3) 図表は本文中に挿入すること。

2. 書式設定

- (1) 用紙 A4サイズ用紙
- (2) その他様式は、テンプレートによる。
- (3) 投稿論文に執筆者名は記載しない。

3. 投稿論文申込及び提出の締切

- (1) 投稿論文の申込締切は5月末日とする。ただし、締切日を紀要編集委員会が指定した場合はその期日とする。
- (2) 投稿論文の提出締切は6月末日とする。ただし、締切日を紀要編集委員会が指定した場合はその期日とする。

日本学校改善学会著作権規程

1. 本学会に投稿される論文等に関する一切の著作権は原則として本学会に帰属する。
2. 本学会が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規定に従い利用することに対し、本学会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。
3. 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。
 - ② 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

附則1 本規程は平成30年1月27日より施行する。